

●香川県告示第356号

海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定により、海岸保全区域を次のとおり指定する。

平成21年7月17日

香川県知事 真 鍋 武 紀

沿岸名	海岸名	地区海岸名	海岸保全区域
燧灘	観音寺港	財田川	<p>1 指定場所 観音寺市有明町甲4039番6地先から 観音寺市有明町甲3910番21地先まで</p> <p>2 指定区域 基点1-1と基点1を結んだ線、基点1から基点17までを順次結んだ線、基点1-1と補助点1-1とを結んだ線、補助点1から補助点17までを順次結んだ線、及び補助点17と基点17とを結んだ線により囲まれた区域</p> <p>3 基点及び補助点の表示（座標は世界測地系により、角度の表示は、真方位とする。） 基準点 三等三角点 琴弾山 (北緯34度07分56.2754秒、東経133度38分41.3256秒) 基点1 基準点から235度10分47秒、682.26メートル、 観音寺市有明町甲4039番6地先の表示杭 基点1-1 基点1から343度32分07秒、2.97メートル、 観音寺市有明町甲4039番6地先の表示杭 基点2 基点1から72度07分12秒、114.62メートル、 観音寺市有明町甲4039番6地先の表示杭 基点3 基点2から64度45分05秒、10.86メートル、 観音寺市有明町甲4037番4地先の表示杭 基点4 基点3から70度45分39秒、28.01メートル、 観音寺市有明町甲4037番4地先の表示杭 基点5 基点4から67度42分09秒、130.07メートル、 観音寺市有明町甲4033番1地先の表示杭 基点6 基点5から71度40分26秒、26.64メートル、 観音寺市有明町甲4033番1地先の表示杭 基点7 基点6から75度11分30秒、19.53メートル、 観音寺市有明町甲4033番2地先の表示杭 基点8 基点7から161度07分16秒、5.84メートル、 観音寺市有明町甲4033番2地先の表示杭 基点9 基点8から76度05分17秒、6.48メートル、 観音寺市有明町甲4033番2地先の表示杭 基点10 基点9から78度05分53秒、11.88メートル、 観音寺市有明町甲4033番3地先の表示杭 基点11 基点10から91度00分13秒、10.22メートル、</p>

		観音寺市有明町甲4031番2地先の表示杭
基点12		基点11から80度31分33秒、21.63メートル、 観音寺市有明町甲4031番2地先の表示杭
基点13		基点12から86度52分43秒、8.04メートル、観 音寺市有明町甲4031番2地先の表示杭
基点14		基点13から102度50分35秒、16.27メートル、 観音寺市有明町甲4026番1乙地先の表示杭
基点15		基点14から75度54分45秒、87.26メートル、 観音寺市有明町甲4029番1地先の表示杭
基点16		基点15から81度22分52秒、29.79メートル、 観音寺市有明町甲4029番10地先の表示杭
基点17		基点16から74度44分29秒、35.84メートル、 観音寺市有明町甲3910番21地先の表示杭
補助点1-1		基点1から263度22分46秒、17.38メー トルの点
補助点1		基点1から214度15分17秒、22.13メー トルの点
補助点2		基点2から239度22分22秒、64.59メー トルの点
補助点3		基点3から161度21分20秒、15.56メー トルの点
補助点4		基点4から92度41分16秒、34.38メー トル の点
補助点5		基点5から149度35分26秒、14.23メー トルの点
補助点8		基点8から195度59分58秒、10.21メー トルの点
補助点14		基点14から170度28分13秒、12.74メー トルの点
補助点17		基点17から156度14分56秒、10.43メー トルの点